指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

交流共創部 佐久島振興課

監査期間令和4年3月18日から令和4年3月24日まで

		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
指摘事項	措 置 状 況	検 証 結 果
ア 契約事務において、コピー機の賃貸借契約書に対象機器の開始メーターの記載がないものがあった。	今後契約において、開始メーターの記載をする よう気をつけます。	
1 個人情報の官理状況において、保官する必	指摘のありました事項については、綴りから除 きました。また、口座振込申出書は、会計課に 直接通知します。	
ウ 佐久島開発総合センターの利用許可事務に おいて、利用許可証が交付されていないものが あった。	今後、利用許可申請書が提出された場合は、利 用許可証を交付します。	
エ 現金の出納及び保管事務において、収納金 出納簿が作成されていなかった。	収納金出納簿に代わる帳簿として、佐久島出張 所使用料取扱い一覧表を作成し対応していま す。	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
 - 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。 また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
 - 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された $4\sim6$ ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。